

職業安定分科会雇用保険部会(第100回)	資料1
平成26年12月15日	

財 政 運 営

失 業 等 給 付 関 係 収 支 状 況

(単位：億円)

	21年度 決算	22年度 決算	23年度 決算	24年度 決算	25年度 決算	26年度 予算	27年度 概算要求
収 入	20,508	20,467	20,919	17,628	18,006	18,597	18,130
うち 保 険 料 収 入	12,790	17,858	18,658	15,570	16,057	16,813	16,376
うち 失業等給付に係る 国 庫 負 担 金	5,887	702	1,281	1,531	1,410	1,527	1,508
うち 就職支援法事業 に係る国庫負担金	—	—	167	5	247	124	116
支 出	22,481	18,221	17,946	17,460	16,642	20,048	20,652
(うち 失業等給付費)	(19,805)	(16,616)	(16,543)	(15,771)	(14,971)	(17,562)	(18,215)
(うち 就職支援法事業)	—	—	(110)	(551)	(467)	(537)	(507)
差 引 剰 余	▲ 1,973	2,246	2,973	168	1,364	▲ 1,451	▲ 2,522
積 立 金 残 高	53,870	55,746	58,719	59,257	60,621	59,169	56,648
(特例措置に基づく貸し出し額)	—	(370)	(370)	—	—	—	—

(注) 1. 26・27年度の「支出」には、それぞれ予備費(26'予算:710億円、27'要求:670億円)が計上されている。

2. 「積立金残高」は、特例措置により雇用安定事業費を支弁するために必要な額(22'決算:370億円)が減額されているが、24年度決算処理において雇用安定事業費から返還。

3. 積立金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において積立金として積み立てるべき金額が含まれている。

4. 数値は、それぞれ四捨五入している。

雇 用 保 険 二 事 業 関 係 収 支 状 況

(単位:億円)

	21年度 決算	22年度 決算	23年度 決算	24年度 決算	25年度 決算	26年度 予算	27年度 概算要求
収 入	5,022	5,925	6,200	5,894	5,986	6,172	5,947
支 出	10,235	7,078	6,348	5,030	4,181	5,472	5,388
差 引 剩 余 (積 立 金 へ 返 還)	▲ 5,212	▲ 1,153	▲ 148	863 ▲ 370	1,805	699	559
安 定 資 金 残 高	5,048	3,895	3,747	4,240	6,045	6,744	7,303

- (注) 1. 22年度の「収入」には、特例措置による積立金からの受入額(22':370億円)が含まれているが、24年度決算処理において、積立金へ返還。
 2. 安定資金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において雇用安定資金として組み入れるべき額が含まれている。
 3. 数値は、それぞれ四捨五入している。

平成26年法改正の状況について①

<実績>

(育児休業給付金)

	初回受給者数(人)		支給金額(千円)	
		前年比(%)		前年比(%)
平成26年4月	21,157	7.6	27,460,717	9.9
5月	21,582	3.6	27,956,693	7.6
6月	20,924	11.0	22,973,305	16.1
7月	21,868	3.1	24,188,309	14.3
8月	20,732	1.1	24,139,212	15.2
9月	21,662	12.8	25,805,128	28.5
10月	24,891	8.3	30,517,220	26.0

注：支給金額は業務統計値である。

(中長期的なキャリア形成支援関係 (専門実践教育訓練の指定状況))

指定講座数 (平成26年10月開講講座)	指定講座数 (平成27年4月開講講座)
16講座	847講座(※)

※ 平成27年4月開講分については、12月下旬、1月下旬にも追加で指定される予定であり、今後も講座数は増加する見込み。

平成26年法改正の状況について②

<留意事項>

- 教育訓練支援給付金については平成26年12月以降、専門実践教育訓練給付金については平成27年4月以降から支給実績が発生する。
- 就業促進定着手当（再就職手当の拡充）については、6月間の定着後、2箇月以内に申請することとなっているため、いまだ実績が出ていない。（平成26年11月実績により、平成26年4月就職者の給付実績が確定する）

<試算について>

- 平成26年法改正の状況及び留意事項を踏まえつつ、今回の試算については、いずれの給付についても、平年度化（※1）した場合の影響額については、制度改正時に試算した額（※2）とほぼ同程度と見込んでいる。

※1 中長期的なキャリア形成支援関係費（専門実践教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金）は、平成30年度に支出が平年度化する。

※2 中長期的なキャリア形成支援関係費（約890億円）、育児休業給付金（約800億円）、再就職手当（約900億円）

失業等給付費の今後5年間の収支見込みについて

第1 試算の前提

① 雇用情勢の前提

雇用情勢（基本手当（所定給付日数分）の受給者実人員）について、次の二通りを想定し、平成27年度以降一定で推移すると仮定

試算Ⅰ 受給者実人員 50万人（平成27年度見込みベース（注））

試算Ⅱ 受給者実人員 63万人（平成21～25年度実績平均ベース）

（注）ここ数年の受給者実人員は年△5万人程度ずつ減少しているが、昨今の経済情勢を踏まえ、26年度の減少幅が半分（△2.5万人）にとどまると仮定すると、50万人と見込まれ、これが27年度以降も継続すると仮定している。

② その他試算に当たっての前提

- ・ 雇用保険料率は、10/1,000とし、平成27年度以降の保険料収入は平成27年度見込みと同額と仮定。
- ・ 暫定措置である個別延長給付（28年度末）及び教育訓練支援給付金（30年度末）は、法律どおり終了するものと仮定。
- ・ 専門実践教育訓練給付金は、27年度の講座数が既指定済み講座数（847講座）の2倍程度の講座数となると仮定。
- ・ 暫定措置及び専門実践教育訓練給付金以外の給付費、求職者支援事業費、業務取扱費等の支出は27年度以降一定と仮定
- ・ 各年度の支出には予備費（650億円）が含まれる。

第2 試算の結果

① 試算Ⅰのケース

現下の雇用情勢がこの先も続くと仮定すると、弾力倍率は緩やかに減少していくため、当分の間、雇用保険料率を10/1,000で維持可能

② 試算Ⅱのケース

この先5年間の雇用情勢が過去5年間と同程度の状況になると仮定しても、平成31年度までは弾力倍率が2倍超であるため、雇用保険料率を10/1,000で維持可能

※ 弾力条項の適用について

- ・ 弾力倍率が2倍を超えているときは保険料率を10/1,000まで引き下げることができるが、2倍以下のときには弾力条項が適用できず、本来料率（14/1,000）に自動的に戻ることとなる。
- ・ 弾力条項の適用の可否は決算をみて判断されるため、保険料率への反映は翌々年度以降になる。

試算Ⅰ 平成27年度以降受給者実人員が50万人で推移するケース (平成27年度実績見込みベース)

(単位:億円)

	25年度 決算	26年度 予算	27年度 概算要求	27年度 見込み	28年度 見込み	29年度 見込み	30年度 見込み	31年度 見込み
収 入	18,006	18,597	18,130	18,073	18,072	18,048	18,022	18,022
支 出	16,642	20,048	20,652	19,577	19,920	19,912	19,758	19,681
差 引 剰 余	1,364	▲ 1,451	▲ 2,522	▲ 1,504	▲ 1,847	▲ 1,864	▲ 1,735	▲ 1,659
積 立 金 残 高	60,621	59,169	56,648	57,665	55,818	53,954	52,218	50,560
弾 力 倍 率	4.10	3.29	2.99	3.28	3.10	2.99	2.93	2.85

雇用保険料率 (本来料率14%±4%)	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%
弾力条項の適用状況	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用

試算Ⅱ 平成27年度以降受給者実人員が63万人で推移するケース (平成21～25年度実績平均ベース)

(単位:億円)

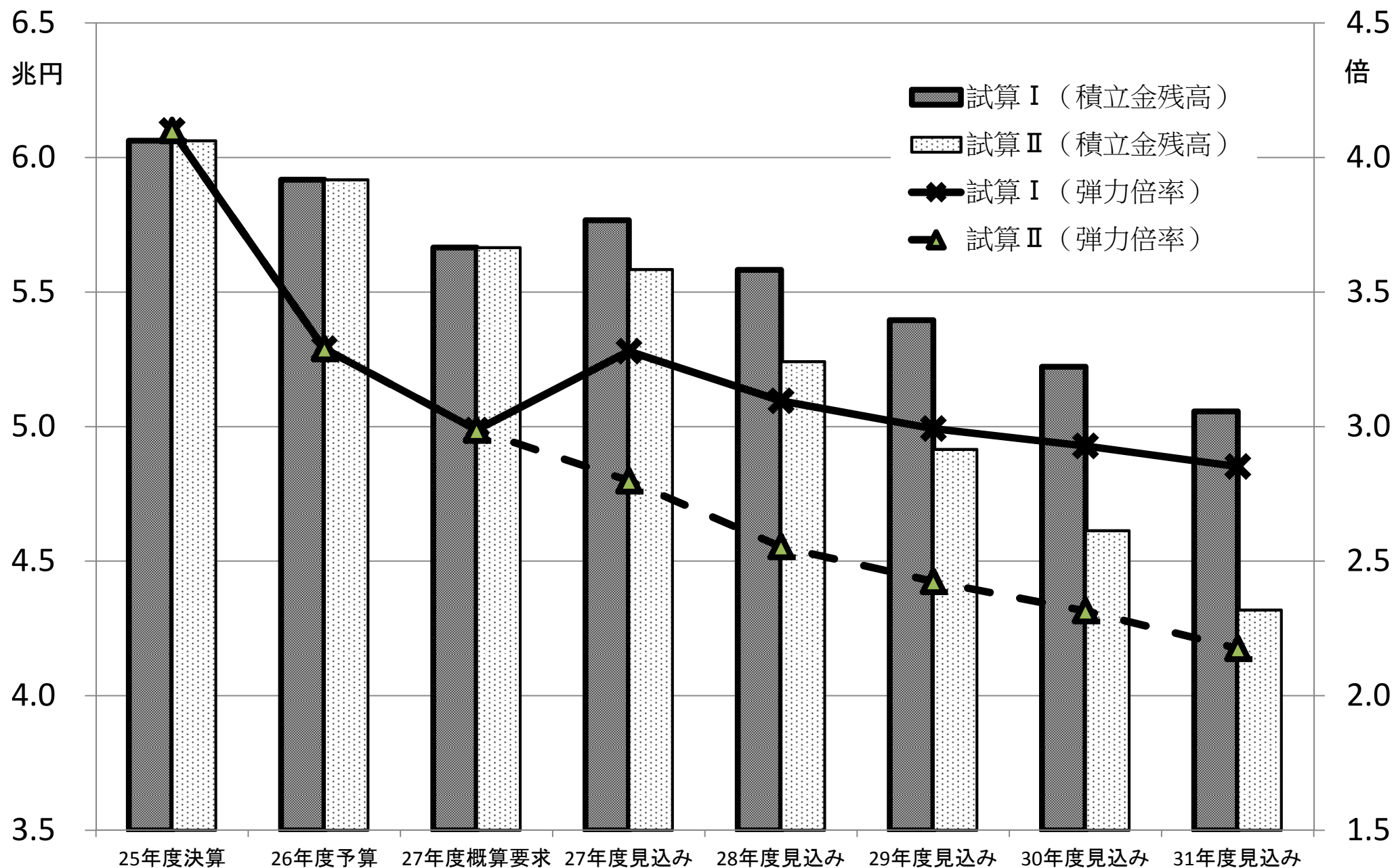
	25年度 決算	26年度 予算	27年度 概算要求	27年度 見込み	28年度 見込み	29年度 見込み	30年度 見込み	31年度 見込み
収 入	18,006	18,597	18,130	18,073	18,370	18,317	18,275	18,275
支 出	16,642	20,048	20,652	21,408	21,791	21,574	21,298	21,221
差 引 剰 余	1,364	▲ 1,451	▲ 2,522	▲ 3,336	▲ 3,421	▲ 3,257	▲ 3,023	▲ 2,946
積 立 金 残 高	60,621	59,169	56,648	55,834	52,413	49,156	46,133	43,187
弾 力 倍 率	4.10	3.29	2.99	2.80	2.55	2.42	2.32	2.18

雇用保険料率 (本来料率14%±4%)	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%
弾力条項の適用状況	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用

積立金残高及び弾力倍率の推移

積立金残高

弾力倍率



雇用保険料率の弾力倍率の計算方法

失業等給付に係る弾力条項

$$2 < \frac{((\text{保険料収入} + \text{国庫負担額}) - \text{失業等給付費等}) + \text{当該年度末積立金}}{\text{失業等給付費等}} \rightarrow \begin{array}{l} \text{保険料率} \\ \text{引下げ可能} \\ (\rightarrow 10/1000 \text{まで}) \end{array}$$

$$1 > \frac{((\text{保険料収入} + \text{国庫負担額}) - \text{失業等給付費等}) + \text{当該年度末積立金}}{\text{失業等給付費等}} \rightarrow \begin{array}{l} \text{保険料率} \\ \text{引上げ可能} \\ (\rightarrow 18/1000 \text{まで}) \end{array}$$

※ 25年度決算額による計算 = 4.10

注：国庫負担額及び失業等給付費等には求職者支援事業に係るものを含む。

雇用保険二事業に係る弾力条項

$$1.5 < \frac{(\text{保険料収入} - \text{二事業に要する費用}) + \text{当該年度末雇用安定資金}}{\text{二事業に係る保険料収入}} \rightarrow \begin{array}{l} \text{保険料率} \\ \text{引下げ} \\ (\rightarrow 3/1000 \text{まで}) \end{array}$$

※ 25年度決算額による計算 = 1.25

雇用保険制度における弾力条項について（参照条文）

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第12条第5項及び第8項）

失業等給付に係る弾力条項

- 5 厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項の規定による国庫の負担額、同条第六項の規定による国庫の負担額（同法による雇用保険事業の事務の執行に要する経費に係る分を除く。）並びに同法第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額並びに同法第六十四条の規定による助成及び職業訓練受講給付金の支給の額との合計額（以下この項において「失業等給付額等」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額等の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額等に相当する額を下るに至った場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十三・五から千分の二十一・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十五・五から千分の二十三・五まで、同号に掲げる事業については千分の十六・五から千分の二十四・五まで）の範囲内において変更することができる。

雇用保険二事業に係る弾力条項

- 8 厚生労働大臣は、毎会計年度において、二事業費充当徴収保険料額と雇用保険法の規定による雇用安定事業及び能力開発事業（同法第六十三条に規定するものに限る。）に要する費用に充てられた額（予算の定めるところにより、労働保険特別会計の雇用勘定に置かれる雇用安定資金に繰り入れられた額を含む。）との差額を当該会計年度末における当該雇用安定資金に加減した額が、当該会計年度における一般保険料徴収額に千分の三・五の率（第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率）を雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額の一・五倍に相当する額を超えるに至った場合には、雇用保険率を一年間その率から千分の〇・五の率を控除した率に変更するものとする。

雇用保険料及び国庫負担の推移

	失業保険 (昭22)(昭24)(昭27)(昭34)(昭35)(昭45)	雇用保険 (昭50)(昭53)(昭54)(昭56)(昭57)(昭61)(昭63)(平4)(平5)(平10)(平13)(平14)(平17)(平19)(平21)(平22)(平23)(平24)(平26)
雇 用 保 険 料	$\frac{22}{1,000} \frac{20}{1,000} \frac{16}{1,000} \longrightarrow \frac{14}{1,000} \frac{13}{1,000}$	$\frac{13}{1,000} \frac{13.5}{1,000} \frac{14.5}{1,000} \frac{14.0}{1,000} \frac{14.5}{1,000} \frac{14.0}{1,000} \frac{14.5}{1,000} \frac{12.5}{1,000} \frac{11.5}{1,000} \longrightarrow \frac{15.5}{1,000} \frac{17.5}{1,000} \frac{19.5}{1,000} \frac{15.0}{1,000} \frac{11.0}{1,000} \frac{15.5}{1,000} \longrightarrow \frac{13.5}{1,000} \longrightarrow$
失業等給付保険料率 (労使折半)	$\frac{22}{1,000} \frac{20}{1,000} \frac{16}{1,000} \longrightarrow \frac{14}{1,000} \frac{13}{1,000}$	$\frac{10}{1,000} \longrightarrow \frac{11}{1,000} \xrightarrow{\text{(法改正)}} \frac{9}{1,000} \frac{8}{1,000} \longrightarrow \frac{12}{1,000} \frac{14}{1,000} \frac{16}{1,000} \frac{12}{1,000} \frac{8}{1,000} \frac{12}{1,000} \longrightarrow \frac{10}{1,000} \longrightarrow$ (弾力) (法改正) (弾力) (法改正) (注2) (弾力) (注4) (法改正・弾力)
二事業保険料率 (使用者負担)		$\frac{3.0}{1,000} \frac{3.5}{1,000} \longrightarrow \frac{3.0}{1,000} \frac{3.5}{1,000} \frac{3.0}{1,000} \frac{3.5}{1,000} \xrightarrow{\text{(弾力) (弾力) (弾力) (弾力)}} \frac{3.0}{1,000} \longrightarrow \frac{3.5}{1,000} \longrightarrow$ (法改正) (弾力) (法改正)
国庫負担率 (基本手当)	$\frac{1}{3} \longrightarrow \frac{1}{4}$	$\xrightarrow{\text{(弾力) (弾力) (弾力) (弾力)}} \frac{22.5\%}{(1/4 \times 0.9)} \frac{20.0\%}{(1/4 \times 0.8)} \frac{14.0\%}{(20.0\% \times 0.7)} \frac{1}{4} \longrightarrow \frac{13.75\%}{(1/4 \times 0.55)} \longrightarrow$ (注5)

(注1) 農林水産業、清酒製造業及び建設業の失業等給付保険料率については労使双方1/1000ずつの上乗せがあり、また、建設業の二事業保険料率については、1/1000の上乗せがある。

(注2) 平成15年度法改正により、失業等給付の保険料率が16/1000とされたが、法律の附則により平成15年度及び16年度は暫定的に14/1000とされた。

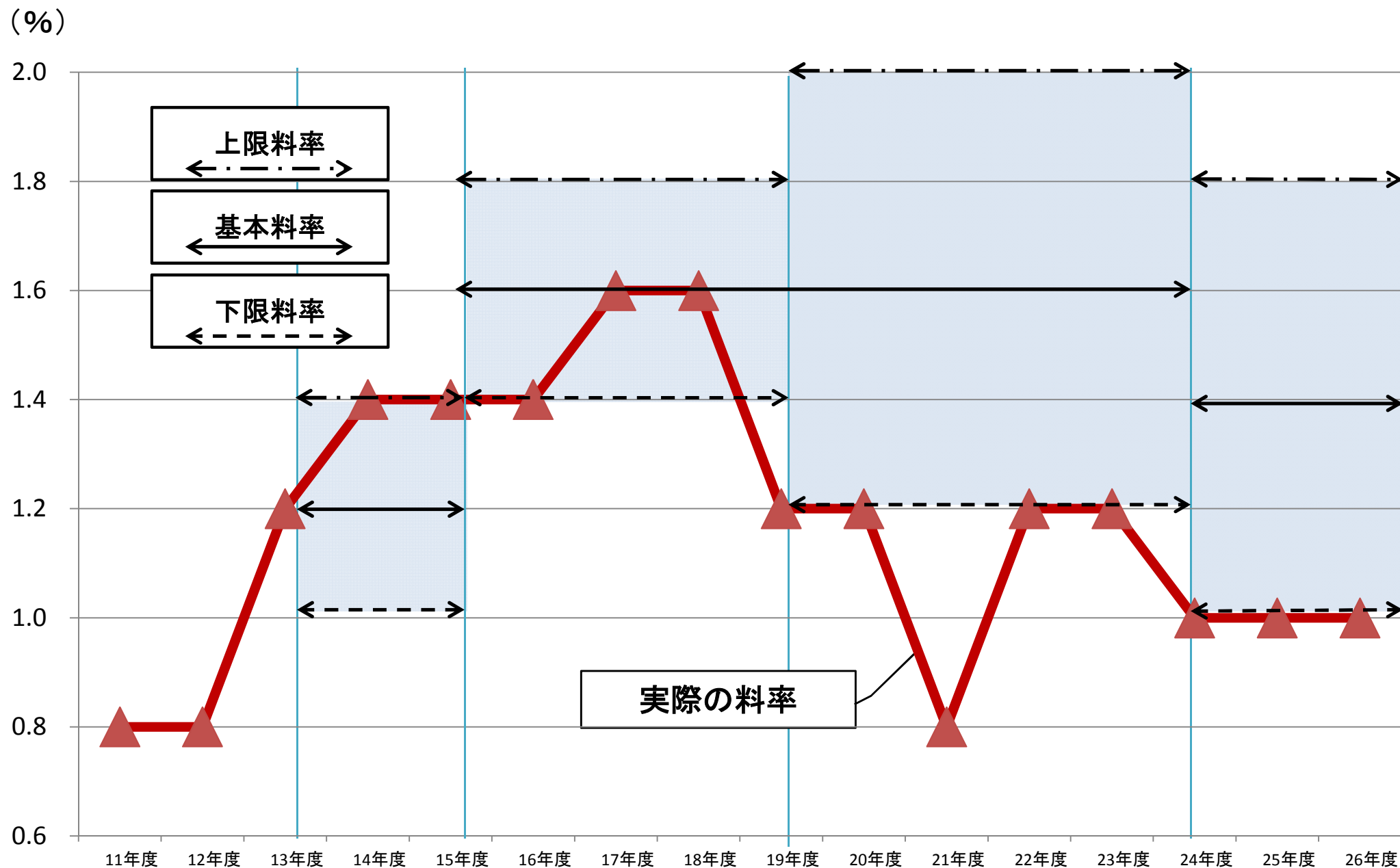
(注3) 平成4年度～平成12年度、平成19年度～の国庫負担は、「当分の間」の措置として、本来の国庫負担の所要額に一定の率(H4年度0.9、H5～9年度0.8、H10～12年度0.56、H19年度～0.55)を乗じて得た額とされた。

(注4) 平成21年度の1年間に限り暫定的に引下げ。

(注5) 平成21年度二次補正において、3500億円を追加投入。

(注6) 平成23年法改正により、失業等給付に係る法定の保険料率を平成24年度より14/1000に引き下げることとされた。また、国庫負担については、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で暫定措置を廃止するものとする、とされた。

失業等給付に係る保険料率の推移



参考 1 失業等給付関係収支の推移（1）

（単位：億円）

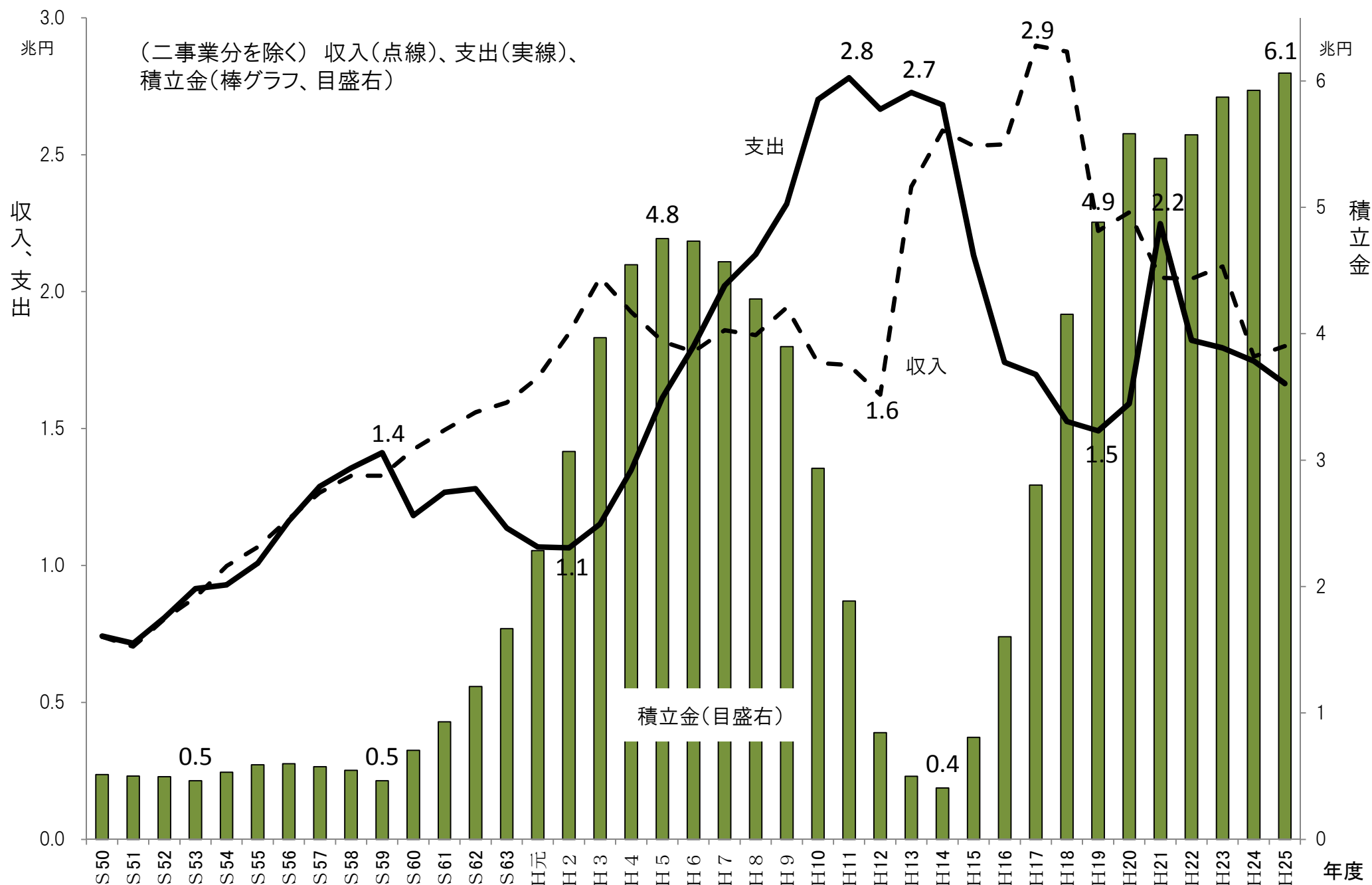
		5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度 予算	27年度 概算要求
収 入		18,187	17,797	18,593	18,414	19,423	17,397	17,317	16,239	23,830	25,886	25,321	25,377	28,978	28,764	22,214	22,896	20,508	20,467	20,919	17,628	18,006	18,597	18,130
	うち 保険料収入	12,266	12,270	12,457	12,650	12,923	12,929	12,335	12,164	18,251	19,211	20,242	20,435	23,856	24,528	19,402	19,664	12,790	17,858	18,658	15,570	16,057	16,813	16,376
	うち失業等給 付に係る 国庫負担金	2,790	2,490	3,374	3,273	4,388	3,078	4,012	3,354	4,884	6,417	4,494	4,267	3,462	1,953	1,190	1,604	5,887	702	1,281	1,531	1,410	1,527	1,508
	うち就職支援 法事業に係 る 国庫負担金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	167	5	247	124	116
支 出		16,127	17,996	20,221	21,358	23,203	27,018	27,806	26,660	27,275	26,820	21,321	17,416	16,972	15,261	14,917	15,907	22,481	18,221	17,946	17,460	16,642	20,048	20,652
	（うち失業等 給付費）	14,960	17,045	19,036	20,154	21,939	25,762	26,550	25,138	26,007	25,292	19,618	14,672	13,772	12,803	12,598	13,496	19,805	16,616	16,543	15,771	14,971	17,562	18,215
	（うち就職支 援法事業）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	110	551	467	537	507
差 引 剩 余		2,061	▲ 199	▲ 1,628	▲ 2,944	▲ 3,780	▲ 9,621	▲ 10,489	▲ 10,421	▲ 3,445	▲ 934	4,000	7,962	12,006	13,503	7,297	6,989	▲ 1,973	2,246	2,973	168	1,364	▲ 1,451	▲ 2,522
積立金残高		47,527	47,328	45,699	42,755	38,975	29,354	18,865	8,443	4,998	4,064	8,064	16,026	28,032	41,535	48,832	55,821	53,870	55,746	58,719	59,257	60,621	59,169	56,648

（注）1. 26・27年度の「支出」には、それぞれ予備費（26'予算：710億円、27'要求：670億円）が計上されている。

2. 「積立金残高」は、特例措置により雇用安定事業費を支弁するために必要な額（22'決算：370億円）が減額されているが、24年度決算処理において雇用安定事業費から返還。

3. 数値は、それぞれ四捨五入している。

参考2 失業等給付関係収支の推移（2）



失業等給付に係る国庫負担について

基本的考え方

雇用保険の保険事故である失業については、政府の経済政策、雇用政策と無縁ではなく、政府もその責任の一端を担うとの考え方から、単に労使双方のみの拠出に委ねることなく、国庫も失業等給付に要する費用の一部を負担している。

求職者給付

費用の1/4を負担

- ・基本手当
- ・特例一時金

費用の1/3を負担

- ・日雇労働求職者給付

雇用継続給付

費用の1/8を負担

- ・育児休業給付
- ・介護休業給付

国庫負担なし

- ・高年齢求職者給付
- ・高年齢雇用継続給付
- ・教育訓練給付
- ・就職促進給付

国庫負担の現状

- 雇用保険（失業等給付）の**国庫負担**については本来の55%の額に暫定的に引き下げている。（平成19年度～）
- 雇用保険法附則第15条において、「できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で附則第13条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする」とされている。

<参考：雇用保険法附則>

（国庫負担に関する暫定措置）

第十三条 国庫は、第六十六条第一項及び第六十七条前段の規定による**国庫の負担**については、当分の間、これらの規定にかかわらず、これらの規定による国庫の負担額の百分の五十五に相当する額を負担する。

2・3 （略）

第十五条 雇用保険の国庫負担については、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で附則第十三条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。